

大々銭たより



4月号

上田駅前交番発行

TEL 22-8613

作成者 小野澤

落とし物、拾い物をしたときは、警察に届出を!

◇拾い物をした場合◇

- ・店舗などの施設内で拾った場合・・・その施設へ
- ・それ以外の路上等で拾った場合・・・警察署へ

○拾い物をされた方は、落とされた方のことを考えて、届出をお願いします。



◇落とし物をした場合◇

- ・落とし物の届出は、警察署又は交番・駐在所への電話でも受付ができます。
 - ・警察庁のサイトから落とし物の届出のオンライン手続や、拾い物の情報を検索できます。
- ※ 県警ホームページ内「落とし物」に、警察庁のサイトへのリンクを設置しています。

【 長野県警察ホームページアドレス <http://www.pref.nagano.lg.jp/police/> 】

○拾い物が届けられても、落とし主からの届出がないため、返還することができない物が多いです。落とし物をされた方は、あきらめず警察に届出をしてください!



落とし物をしないためには・・・

- 携帯電話、財布等はカバンに入れて持ち歩く。
- 持ち物は常に手元に。
- 乗り物の乗降時には、持ち物の確認を心掛ける。
- 家族みんなで落とし物をしないように気配り、目配りをする。



春山遭難防止

・昨年の春山(4月～6月)では、57件の山岳遭難が発生し、死者10人を含む63人が遭難しました。登山される皆さんは、次の点に注意して安全登山を心掛けてください。

無理のない登山計画をたてる

行動予定は家族等と共有

単独登山は要注意

十分な日程と装備で

気象情報を必ず確認

